

事務連絡
平成24年1月11日

各都道府県・政令市
廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

除染等業務講習会の開催について（周知依頼）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とした「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百十号。）が本年1月1日に完全施行されました。

同法に基づく土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務（以下「除染等業務」という。）の実施に当たっては、除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、必要な防護措置が実施される必要があります。

このため、厚生労働省では、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成二十三年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及びこれに基づく厚生労働大臣告示を新たに定め、本年1月1日に施行しています。

今般、環境省では、除染等業務に関わる事業者・関係機関の方々が、作業を適切かつ安全に行うための規則や基本的な知識を習得し、各事業場において作業管理に必要な特別教育・指導を実施していただくため、下記のとおり、講習会を開催することといたしました。

つきましては、一般廃棄物主管部局においては、本内容につきまして、貴管内市区町村等へ周知願います。また、産業廃棄物主管部局においては、本内容につきまして、貴管内産業廃棄物処理業者へ周知願います。

なお、本講習は、労働安全衛生法第59条第3項に基づく「特別教育」の一部として位置づけられるものであり、本講習と同様の内容は、今後福島県及び岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県各県労働局で実施される除染作業安全担当者指導会において受講していただくことも可能です。

記

- 1 対象者 : ①原発事故により放出された放射性物質（電離則第2条第2項の放射性物質に限る。以下「事故由来放射性物質」という。）により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」という。）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務に従事する労働者
②除去土壌又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。）の収集、運搬又は保管に係る業務に従事する労働者
- 2 内容 :
 - ・電離放射線の生態に与える影響及び被ばく管理の方法
 - ・土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等の作業の方法
 - ・土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等の作業で使用する装置・機器の構造、取り扱い方法
 - ・関係法令
- 3 日時 : ①平成24年1月16日（月） 10:00～17:00
②平成24年1月20日（金） 10:00～17:00
（休憩時間（①、②共通） 12:00～13:00）
- 4 会場 : ①飯田橋ファースト会場ホールA（東京都文京区後楽2-6-1）
②天満研修センター（大阪市北区錦町2-21）
- 5 定員 : ①400人、②320人
- 6 受講料 : 無料
- 7 申込方法 : 別紙参加申込書により、次の申込先までFAX又は電子メールによりお申し込み下さい。受講者は、1組織あたり1～2名。（多数の組織の

方々に受講していただく必要がありますので、1組織で多数申し込まれた場合は、調整させていただく場合があります。)

<申込先>

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

財団法人日本環境衛生センター研修広報部 担当：山本、依田

TEL：044-288-4919/4818 FAX：044-288-4952

E-mail：josen3@jesc.or.jp

8 申込締切日：①平成24年1月13日（金） 12：00

②平成24年1月18日（水） 12：00

申込締切日以前でも、受講希望者が定員に達した場合は、その時点で締め切らせていただきます。

9 当日持参するもの：講習会終了後、「受講証明書」の交付を予定していますので、受講申込書（当局で受講者番号を付して返送したもの）と自動車運転免許証等本人確認ができるものを持参して下さい。

<補足>

○ 本講習は、福島県及び岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県の各県労働局で実施する除染作業安全担当者指導会の内容と同等のものとなります。

○ 労働安全衛生法第59条第3項に基づく「特別教育」は、事業者が、除染等業務に就かせる労働者に対して、定められた科目と時間で教育を実施しなければならないとされているものです。この講習会は、事業者が教育を行う際の支援を目的としており、教育の義務を履行するため、参加することが必須なわけではありません。

なお、特別教育には実技が含まれておりますので、義務を履行するためには、各事業者において、別途、実際に作業する機械等を用いて、1.5時間の教育を実施する必要があります。

○ 本講習においては、テレビや新聞等のマスコミ取材が入る可能性がありますのでご承知おき下さい。

○ 環境省では、この他年度内に札幌・福岡等も含め、各地で同様の講習会を数回開催予定です。開催日・場所も含め、決まり次第改めて周知いたします。

以上

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課 担当：山縣、佐川

電話：03-3581-3351(内線 6875, 6895) FAX:03-3593-8264

廃棄物対策課 担当：豊村、大野

電話：03-5501-3154(内線 6857, 6099) FAX:03-3593-8263